

平成23年8月1日
株式会社東邦銀行

平成23年7月新潟・福島豪雨により被災されたお客さまに対する特例措置について

このたびの平成23年7月新潟・福島豪雨により被災された皆さまに対しまして、心より お見舞い申し上げます。

今回、災害救助法が適用された喜多方市、西会津町、三島町、会津坂下町、柳津町、金山町、只見町、南会津町、桧枝岐村内の被災者のお客さまのお取引につきまして、下記のとおり特例措置を講ずることといたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 特例措置の内容について

- (1) 預金証書、通帳を紛失した場合でも、ご本人確認ができる場合には、以下のとおり預金残高の範囲内かつ所定の限度額内で払戻しいたします。
 - ・個人のお客さま…預金口座1口座につき、1日あたり10万円以下(千円単位)
 - ・法人のお客さま…預金口座1口座につき、1日あたり100万円以下(千円単位)
- (2) 対象となるお口座は、普通預金、当座預金、貯蓄預金、納税準備預金、定期預金、定期積金、通知預金です。定期預金と定期積金等については、期限前払戻しをいたします。
- (3) お通帳、お届けのご印鑑、キャッシュカードをお持ちのお客さまは、窓口にてご提示ください。なお、預金のお通帳、お届け印のご印鑑等をお持ちでないお客さまのお引出しにつきましても、ご本人さまの確認ができる場合は、便宜的にお取扱いをさせていただきます。ご本人様のご確認ができる資料を可能な限りお持ちください。
- (4) 届出の印鑑のない場合には、拇印にて対応させていただきます。
- (5) お取引店以外のお引出しにつきましては、窓口にお問い合わせください。
- (6) 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については、関係金融機関と適宜話し合いのうえ対応させていただきます。
- (7) 災害時における手形の不渡り処分について配慮いたします。
- (8) 汚れた紙幣の引換えさせていただきます。
- (9) 国債を紛失した場合もご相談ください。
- (10) 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、貸出金の迅速化、貸出金の返済猶予等、災害被災者の便宜を考慮した適時的確に対応いたします。

以上